住宅が完成するまでの"もしも"のために!

完成保証制度のご案内

住宅が完成前に、万が一住宅建設会社が倒産してしまったら…

そんなご心配についてお客様に安心していただけるよう、 住宅完成をサポートする仕組み「完成保証制度」がご利用できます!

完成保証制度とは?

住宅完成保証制度とは、業者倒産など により工事が中断した場合に、

発注者の負担を最小限に抑えるため、 住宅保証機構が工事の中断や引継ぎに 伴い発生する増嵩工事費用や前払い金 の損失について、一定の限度額の範囲 内で保証金をお支払いするものです。 また、発注者の希望により工事を引き 継ぐ業者をあっせんします。

もしも、工事が中断したら...

以下のような理由で、工事が中断する可能性があります。

●法人の場合:破産、民事再生申立て、金融機関との取引停止、手形の不渡り等

●個人の場合:代表者の死亡、長期病気療養等

工事中断! (業者倒産等)



住宅完成保証制度 住宅完成までをサポート

1. 増嵩工事費用の保証

2. 前払い金の損害保証

希望により代替履行業者のあっせん







追加で必要な工事費用(増嵩工事費用)や 前払い金の損失を住宅保証機構が保証します。

工事を継続するにあたり、手戻り工事費やリース再契約費などで、 当初の予定をオーバーすることがあります。また、工事完成部分よ り多く支払ってしまった前払金が返還されないことがあります。 完成保証制度を利用した場合、追加で必要な工事費用(増嵩工事費 用)や前払い金の損失を住宅保証機構が保証します。

Aタイプ

増嵩工事費用の保証

保証事故発生に伴う増嵩工事費用を保証します。

Bタイプ

増嵩工事費用の保証 + 前払金返還債務の保証

Aタイプ保証に加え、前払金と出来高に差額が生じた 場合の損害を保証します。

≪保証の例≫

保証委託契約内容	
工事請負金額	2,000万円
保証のタイプ	Bタイプ保証
保証割合	10%*
増嵩工事費用保証	20%
※保証割合は、申請時に1~20%の範囲で選択できます	

保証事故時の状況	
前払金(支払済み)	1,000万円
出来高 (査定により決定)	800万円
増嵩工事費用	100万円

増嵩工事費用の保証

增嵩工事費用保証限度額:2,000万円×20%=400万円

増嵩工事費用: 100万円 増嵩工事費用のうち、限度額400万円までを保証

支払額 100万円

支払額

前払金返還債務の保証

前払金保証限度額:2,000万円×10%=200万円 - 限度額内のため、 相害額道額支払い

前払金損害額:前払金1,000万円 - 出来高800万円=200万円

200万円

※Aタイプ保証の場合、増嵩工事費用のみ保証対象となります。

≪保証の例≫をもっと詳しく解説!

保証委託契約の内容

- ・Bタイプ保証
- ・工事請負金額2,000万円
- ・保証割合は、増嵩工事費用に対して当初の請負金額の 20%に加えて、前払金と出来高との差額に対して当初 の請負金額の10%

工事中断!

前払金1,000万支払済みで業者が倒産し、査定結果により、 出来高が800万円、増嵩工事費用が100万円であった。

工事請負金額が2,000万円でBタイプ保証の場合、 保証割合は請負工事費用に対し、

- ・増嵩工事費用保証が20%⇒2,000万円×20%=400万円…①
- ・前払金保証が10%⇒2,000万円×10%=200万円…② となるので、保証限度額の合計は、①+②=600万円 になります。

前払金を1,000万円支払っていますが、出来高の800万円を差 し引くと、前払金の損害は、200万円となります。 前払金の保証限度額は200万円(②)ですので、前払金の損害 に対して保証金は200万円支払われます。

増嵩工事費用は100万円かかっていますが、保証限度額は 400万円(①)ですので、増嵩工事費用に対して保証金は 100万円支払われます。

したがって、住宅保証機構は、前払金の損害分200万円と増 嵩工事費用分の100万円の合計300万円の保証金をお支払い します。

増嵩工事費用の保証とは…?

工事を引き継ぐ際に、足場の組み替え等で 当初の工事請負金額以上に要した金額に対 して保証金を支払います。

前払金返還債務の保証とは…? 前払金と保証事故時(工事が中断した時) の工事出来高に差額が生じている場合の損 害に対して保証金を支払います。



残りの工事を引き継ぐ業者をあっせんします!

一般的には、工事を完了させるため、発注者様が自分で引継ぎ業者を探さなければいけません。



ご希望により、住宅保証機構が「住宅完成保証制度」に登録している住宅建設業者の 中から代替履行業者(工事を引継ぐ事業者)探しをサポートします。

完成保証制度の登録事業者は、以下の厳しい審査項目の基準を満たしている優良な住宅建設業者です。

①行為能力②工事履行に係る技術的能力③法令に基づく処分履歴④保証事故発生の可能性

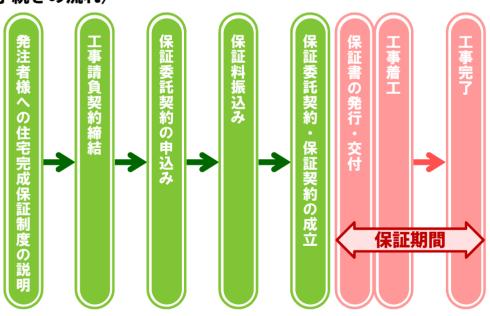
審査要件の例

・経営規模に応じた技術者(実務経験者または一定の資格を有 する技術者) がいること ・営業実績が3年以上あり、元請けの新築戸建て住宅の完成工 第一種登録 第二種登録 共通 事実績が現行年度を含めた過去4年間で1棟以上あること 法人の場合、業者登録審査申請時の直近事業年度の賃借対照 表において債務超過の状態にないこと ・経営指標を総合判断し、経営状態の悪化を示していないこと 第一種登録 のほか、過去の保証事故歴や過去の営業実績、第三者による 評価等を審査します。

完成保証制度の登録事業者は、 実績のある、安心の事業者です!



〈お手続きの流れ〉





※保証料率は保証期間6か月単位で設定しています。 工事完了予定日に変更が生じたときには、変更手続き承認後、 追加保証料が必要な場合もございますので、ご注意ください。



住宅保証機構株式会社

〒105-0011

東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル

HP http://www.mamoris.jp/ まもりす 検索

≪お問合せはこちら≫ 住宅保証機構(株) コールセンター

TEL: 03-6435-8871

【保険取次店 お問合せ先】